



平成24年（行ウ）第33号 権利金交付決定取消（住民訴訟）請求事件

平成24年（行ウ）第86号 権利金交付差止等（住民訴訟）請求事件

原告 長瀬猛 外2名

被告 神戸市及び神戸市長

### 原告準備書面（4）

平成25年6月5日

（次回期日：平成25年6月5日）

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 徳永信一

#### 第1 教育基本法第16条1項違反について

##### 1 はじめに

被告神戸市らは、教育基本法第16条1項は旧教育基本法第10条の趣旨を引き継ぐものであるとしながら、「教育行政」に関する規定であり、「教育の自主性尊重の見地から、これに対する『不当な支配』となることのないようすべき旨の限定を付し」、「教育に対する行政権力の不当、不要の介入」を排除すべきとしたものであって、国又は地方公共団体以外の者による教育への関与を規律するものではないことを理由に原告らの主張を失当だと批判している。

##### 2 教育基本法第16条1項の趣旨

旧教育基本法第10条を承継した改正教育基本法第16条の趣旨は、国民全体の意思とは言えない一部の不当な勢力の介入を排除し、教育の中立性、不偏不党性を求める趣旨であり、服すことがあつてはならない「不当な支配」の主体は国家や地方公共団体に限らないことは明白である。（甲26の1～3）

2 旭川学テ事件最高裁昭和51年5月21日判決の趣旨

被告神戸市らは上記主張に旭川学テ事件最高昭和51年5月21日大法廷判決を引用しているが、その趣旨を見誤っているというしかない。  
同判決は、教育基本法第10条（現16条1項）について次のように判示している。

「前記教育基本法10条1項は、その文言からも明らかのように……。  
これによつてみれば、同条項が排斥しているのは、教育が国民の信託にこたえて右の意味において自主的に行われることをゆがめような「不当な支配」であつて、そのような支配と認められる限り、その主体のいかんは問うところではないと解しなければならない。」

その規律対象となる主体は国や地方公共団体のみに限られるものではなく、政党や官僚はもちろん、党派的な社会政治勢力や北朝鮮独裁政権の国家権力を後ろ楯にした大衆組織を行い、同時に政治的工作活動を行つている朝鮮総連のような社会組織が含まれることは当然である。

前記最高裁判例は教育本来の姿から、政治的権力による「不当な支配」に対し、次のとおり、強い警鐘を鳴らしている。判例はその事案から民主主義下における政党政治によつても教育に入ししる党派的な政治観念や利害が教育に深く入りこむ危険を忌避しているが、そのことは北朝鮮という国家に直結する朝鮮総連による介入・干渉を受けている朝鮮学校においては、その懸念は現実のものとなつている。

「もとより、政党政治の下での多数決原理によつてされる国政上の意思決定は、さまざまな政治的要因によつて左右されるのであるから、本来人間の内面的価値に関する文化的な営みとして、党派的な政治的観念や利害によつて支配されるべきでない教育にそのような政治的影響が深く入り込む危険があることを考えるときは、教育内容に対する右のごとき国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請されるし、殊に個人の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子供が自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介へ、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法26条、13条の規定上からも許されないと解することができる」

### 3 小括

旭川学テ事件最高裁判例が警戒し、憲法26条、13条の規定上から許されないとして忌避しているのは、まさしく独裁政権である北朝鮮の国家権力が朝鮮総連を通じて朝鮮学校の教育に干渉・介入し、主体思想による金父子に対する個人崇拜や先軍政治体制を擁護する党派的な政治觀念や利害を教育現場に持ち込み、誤った知識や一方的な觀念を子どもにも植えつけるような内容の教育である（上記判示部分の「国」を北朝鮮ないし朝鮮総連と読み替えれば一目瞭然である）。

原告らは、北朝鮮という軍事独裁国家の支援に基づく強力な政治的権力を持ち、中央に統合された全国組織と多数の韓国朝鮮籍の構成員を擁し、互助団体と政治的工作機関としての性格を併有する朝鮮総連による「不当な支配」に服して民族教育の名のもとに行われている北朝鮮の公民教育・金日成崇拜教育を問題としているのである。（甲25の2、3参照）

- 第2 朝鮮総連による朝鮮学校に対する「不当な支配」
- 1 朝鮮総連による朝鮮学校の教育に対する「不当な支配」は、その「現代朝

鮮歴史高級1～3」（甲18の1～3）に端的に表れており、それは旭川学テ最高裁判決が懸念するように、朝鮮学校では「誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制すること」が現実に行われているのである。（甲25の3）

- 2 朝鮮学校の人事権が完全に朝鮮総連に握っていることは、元朝鮮学校教師の申相一著「朝鮮高校無償化除外は民族差別ではない！」が明快に証言している。高校の校長は総連中央だけでは決めることができない。「総連の大物幹部」なのだ。高級学校の校長は総連の中央委員であり、北からみると「信じるべき教育革命家である。知事（橋下）と対面した大阪朝校の校長・金淳詰は、総連中央から派遣されてきた人であるし、この四月には総連中央の教育局長として戻っている。」、「学校は即総連であり、総連はまた学校である。縁を切ることなど、はなからできない相談である。」（甲25の2）
- 3 萩原遼が朝鮮総連関係者から入手した極秘の内部文書「2013年度在日本朝鮮人教育会中央常任理事会事業方向及び事業計画」（乙24の1、2）は、総連は、2013年の基本方向を敬愛する金正恩元帥様の思想体系、領導体系をより強固にするための中心におき、総連組織をしつかり固め・・・」としており、北朝鮮の金正恩に対する個人崇拜を踏襲し、その思想体系を「教育会組織の中に敬愛する金正恩元帥様の思想体系、指導体系を打ち立てる事業を力強く展開し、決定的に深化させる」として北朝鮮の独裁政権による朝鮮学校の教育への決定的な干渉による「不当な支配」を継続する意思をあらわにしている。
- 4 問題なのは、そこでも明言されているように、「学生引き入れ事業と日本の学校への転出を防ぐための事業に全機関的な力を入れる。日本学校へ転出が憂慮される対象をあらかじめ捕捉し、日常的な接觸を通じて説得教養をするようとする」とされている。朝鮮学校に通う生徒の教育機会選択の自由はないがしろにされているのである。

被告神戸市は平成24年（行ウ）第86号補助金交付差止等（住民訴訟）  
請求事件が差止めの対象としている補助金を交付していると聞く、そうである  
のであれば、その時期、金額を明らかにされたい。

以上